

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家インターネット情報弁公室、データ越境移転安全評価の申請指南を公表

国家インターネット情報弁公室は 2022 年 8 月 31 日、『データ越境移転安全評価の申請指南（第 1 版）』を公表しました。同指南は中国域外へのデータ提供に際しての安全性評価の申請手続きや提出資料などに関し、具体的な内容を明記し、実務上のガイドラインとなります。中国域外にデータを提供する事業者は関連要件を満たし、『データ越境移転安全評価弁法』（国家インターネット情報弁公室が 7 月 7 日に公表、9 月 1 日より実施）と同指南に基づき、安全性評価を申請しなければならないとしています。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 電力設備のグリーン化・低炭素化の発展加速に向けた活動計画の公表に関する工業情報化部、財政部、商務部、国务院国有資産監督管理委員会、国家市場監督管理総局の通知
（工業情報化部など、8/29）

貿易政策

- ✓ 検査の実施が必要な輸出入商品リストの調整に関する公告
（税関総署、8/30）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家インターネット情報弁公室、データ越境移転安全評価の申請指南を公表

国家インターネット情報弁公室は『データ越境移転安全評価の申請指南(第1版)』¹(以下、申請指南)を公表し、中国域外へのデータ提供に際する安全性評価に必要な提出資料などに関し、具体的な内容と実務上の対応要領などを示しています。申請指南は国家インターネット情報弁公室が7月に公表した『データ越境移転安全評価弁法』²(以下、弁法)の実務手引きとなります。

申請指南や弁法は、重要データの越境移転に加え、個人情報や域外に提供する重要情報インフラ運営者や100万人以上の個人情報の取扱者、昨年1月1日から累計で10万人超の個人情報や1万人超の「機微な個人情報」(バイオメトリクスや金融口座、行動履歴など)を域外に提供する事業者は当局に対し安全性評価の実施を申請しなければならないとしています。

データの越境移転に該当する行為について、申請指南は①データ取扱者は中国域内において事業を展開する際に収集、発生したデータを域外に移動、保存すること、②データ取扱者は収集、発生したデータを域内に保存するが、域外の機関、団体または個人がそのデータを調べ、閲覧、ダウンロード、アウトプットすることが可能であること、③国家インターネット情報弁公室が定めたその他のデータ越境移転行為、の3つを挙げ、データ越境移転の定義を明確にしました。

申請指南は安全性評価の申請手続きも定めていますが、その内容は弁法と一致しており、詳しくは『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』(第617号)をご参照ください。

申請指南はまた、安全性評価を申請する際の提出資料につき、具体的な書類や提出要領などを明記しています。詳細は以下図表1をご参照ください。

【図表1】 安全性評価申請時の提出資料について

No.	資料	要求	備考
1	統一社会信用コード証明書	写し(公印付き)	-
2	代表者の身分証明書	写し(公印付き)	-
3	申請担当者の身分証明書	写し(公印付き)	-
4	申請担当者の授権委託書 ³	原本	-
5	データ越境移転の安全性評価申請書		
5.1	誓約書	原本	-
5.2	データ越境移転の安全性評価申請表	原本	-
6	域外の受取人と締結するデータ越境移転関連契約またはその他の法的拘束力のある文書(法律文書)	写し(公印付き)	データ越境移転に関する約款につき、ハイライト、枠付きなどで表記すること。法律文書は中国語版に準拠。
7	データ越境移転リスクの自己評価報告書	原本	-
8	その他の関連証書	原本または写し(公印付き)	関連証書は中国語版に準拠。

(公表された申請指南に基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

http://www.cac.gov.cn/2022-08/31/c_1663568169996202.htm

² その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第617号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0669-XF-0105.pdf>

³ 申請担当者はデータ取扱者(申請者)の代表者が発行した授権委託書を所持し、申請を実施する。

上記の資料は紙ベース以外、電子版の提出も義務付けられています。データ取扱者は提出資料の真実性に対し責任を負い、虚偽記載のある資料を提出する場合、安全性評価が却下される上、法的責任も追及されるとされています。

申請指南は申請担当者の授権委託書、データ越境移転の安全性評価申請書(誓約書、データ越境移転の安全性評価申請表)及びデータ越境移転リスクの自己評価報告書の見本(略)を付属資料として掲載しています。

データ越境移転の安全性評価申請表では、データ取扱者の基本情報に加え、移転対象となるデータの種別・規模・機微さなど、データ越境移転の目的や方法、経路、域外の受取人の連絡先及び関連情報、法令順守状況などの項目を列挙した他、記載要領も明記しています。例えば、越境移転の経路について、プロバイダー(ISP)やデータの保存先となるデータセンター及びサーバーームの物理的な位置とIPアドレスなどの記入が求められています。機微な個人情報の判断については、国家標準『情報安全技術個人情報安全規範』⁴を参考とすることが可能であるとされています。

安全性評価の申請に関する問い合わせ先については以下の通りです。

Eメール：sjci@cac.gov.cn 電話：010-55627135

⁴ 国家市場監督管理総局・国家標準化管理委員会は2020年3月6日、国家標準『情報安全技術個人情報安全規範』を公表し、同年10月1日より実施するとした。中国語原文は下記のURLより閲覧できます。

⇒ <https://openstd.samr.gov.cn/bzgk/gb/newGbInfo?hcno=4568F276E0F8346EB0FBA097AA0CE05E>

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

電力設備のグリーン化・低炭素化の発展加速に向けた活動計画の公表に関する工業情報化部、財政部、商務部、国务院国有資産監督管理委員会、国家市場監督管理総局の通知

(原文: 工业和信息化部 财政部 商务部 国务院国有资产监督管理委员会 国家市场监督管理总局关于印发加快电力装备绿色低碳创新发展行动计划的通知)

工信部聯重裝 [2022] 105 号

工業情報化部など 2022 年 8 月 29 日公表

【主要内容】

- 工業情報化部は財政部など4部門と連名で、送配電効率の大幅な向上や再生可能エネルギーの利用拡大などを旨とし、電力設備の省エネ化・低炭素化に向けた活動計画を公表した。
- 今後の目標について、「5~8年をかけて、電力システムにおける非化石エネルギーの大規模な導入に向けて電力設備のアップグレードを後押しする。石炭火力発電所の累計2億kWを超える発電ユニットの柔軟な活用推進に向けた改修を実施する。風力や太陽光発電につき、設備容量を12億kW以上に引き上げるよう関連設備を供給する。原子力発電については7,000万kWの設備容量を増強する」としている。
- 石炭火力発電については、設備の省エネ化や発電能力の柔軟化、熱供給効率の向上に向けた更新を進め、ガスタービンやCO2回収・有効利用・貯留 (CCUS) などの研究開発を強化する。
- 水力発電については、海上揚水発電や潮力発電などの研究開発に加え、旧式発電ユニットのアップグレードも推進する。
- 原子力発電では監視制御システムなどの更新に加え、第4世代原発や制御核融合などに関する技術の研究開発も加速する。
- 風力発電では、陸上用で8MW (メガワット) 以上、海上用で13MW以上の発電ユニットを重点開発する他、軸受けやパワーモジュール、風力タービンブレードのリサイクルに関する技術の研究開発にも注力する。
- 太陽光発電は高効率・低コストの専用電池やAI (人工知能) などに基づいたスマート管理システムの開発を進める。
- 圧縮空気エネルギー貯蔵 (CAES)、フライホイール・バッテリーの研究を推進する他、バイオ燃料、海洋エネルギー、地熱などの活用や燃料電池の研究開発と応用も加速する。
- 夏冬の電力ピーク対策として、高圧送電、直流送電などの活用を通じ送電効率の向上に取り組む。送電システムで柔軟に電力を融通し、再エネによる発電に適應できるスマートグリッドの整備を進める。
- また、電力設備の省エネ化を実現するため、PMモータなどの高機能電動機や省エネトランス、電炉などの研究開発や応用拡大も推進する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art_4ccbd89465cc4336b88b19a02bbf473b.html

貿易政策

検査の実施が必要な輸出入商品リストの調整に関する公告

(原文：关于调整必须实施检验的进出口商品目录的公告)

税関総署公告 2022 年第 79 号

税関総署 2022 年 8 月 30 日公布、2022 年 10 月 1 日実施

【主要内容】

- 『輸出入商品検査法』及びその実施条例に基づき、検査の実施が必要な輸出入商品リストを以下の通り調整する。
- 鋼管やアルミ形材、送風機、乾燥機、航空機用消火器、光ディスク製造装置、付加製造装置など87品目の製品及び設備機器に対し、輸入時の検査を不要とする。
- 本公告は2022年10月1日より実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4547725/index.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。